

## 小国支援学校同窓会会則

### 第一章 総則

#### (名称等)

第1条 本会は熊本県立小国支援学校同窓会「すぎのこ会」とし、事務局は小国支援学校内に置く。

#### (目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦を図ると共に、母校との連携を密にし、卒業後の会員の社会生活を豊かなものにし、心身の健全な育成を図ることを目的とする。

#### (活動内容)

第3条 本会前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 会員名簿の作成
- (2) 親睦会の開催
- (3) 母校行事への参加協力

### 第二章 会員

#### (会員等)

第4条 本会の会員は、熊本県立小国支援学校の卒業生とする。

2 保護者、本校職員及び小国支援学校職員で、本会の趣旨に賛同し、  
入会申し込みをした者は準会員とする。順会員は、同会の活動に  
参加することができる。

### 第三章 役員

#### (役員)

第5条 本会には、次の役員を置く。

会長(1名) 副会長(1名) 理事(3名)(卒業生の保護者)  
書記(1名)(学校、事務局員を兼ねる。)会計(1名)(学校) 幹事(1名)

#### (理事)

## 議案5

第6条 理事は、会員の保護者から選出する。但し、他の役員との兼務を可とする。

### (役員選出)

第7条 会長、副会長、幹事は役員会で選出し、総会の承認を得る。

### (任期)

## 第8条

役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

### (任務)

第9条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総監する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。
- (3) 理事は、本会の事業及び予算に関する重要事項について審議・代行する。
- (4) 書記は全員への連絡、会議の通知、記録等庶務に当たる。
- (5) 会計は、本会の出納に当たる。
- (6) 監事は、本会の会計を監査し総会に報告する。
- (7) 事務局員は会務遂行の補助に当たる。

## 第4章 会議

### (会議)

第10条 本会の会議は、総会と役員会とする。役員会は、必要に応じ会長がこれを召集する。

## 第11条

1 総会は、定期総会・臨時総会に分けて次の事項を審議し議決する。

- (1) 前年度収支決算
- (2) 活動報告
- (3) 会則変更
- (4) 役員選出
- (5) その他

議案5

2 定期総会は、8月末までに開催するものとし、臨時総会は会長が必要と認めたとき、若しくは会員の4分の1以上の要請があった場合に開催する。

(1) 会議は、会長が召集する。

(2) 会議は委任状をもって出席に代えることができる。

(3) 議決は、出席者の過半数によるものとする。但し、可否同数の場合は、議長がこれを決する。

## 第5章 会計

### (会費)

第12条 本会の会費は入会金のみとし、入会時に3,000円を納入するものとする。但し、準会員の会費納入は不要とする。また、特に会長が必要と認めた場合は、役員会に諮り、会費を減免することができる。

### (経費)

第13条 本会の運営経費は、入会金、預金利子及びその他の収入をもってこれに充てる。

### (会計年度)

第14条 会計年度は4月1日から3月31日までとする。

### (予算の執行)

第15条 本会で決定した予算の執行については、校長に委任する。

## 第6章 慶弔

### (慶弔)

第16条 会員の慶弔見舞いは、これを支給することができる。支給金額は会長、理事、学校長の協議により、その都度決定する。

議案5

第7章 改正

(改正)

第17条 本会則は、総会出席会員の過半数の承認により改正することができる。

附則

この会則は平成18年4月1日から施行する

この会則は平成27年4月1日から施行する

この会則は令和8年4月1日から施行する